



佐賀県公報

平成18年
12月8日
(金曜日)
第12841号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (七一〇・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (七一・) 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (七二・) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 二
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三
- クレーンの借入れに係る一般競争入札 (港湾課) 三
- 公印の登録 (総務法制課) 五
- 公安委員会事項 (公告) 五
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (公告) 五

○ 告 示

●佐賀県告示第七百十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会
所在地 唐津市菜畑千二十七番地一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会
所在地 唐津市菜畑千二十七番地一
サービスの種類 訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整会

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

サービスの種類 通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人梅生会

所在地 鹿島市古枝乙千三十五番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 好日の園デイサービスセンター

所在地 鹿島市高津原六百六十七番地一

サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第七百十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月八日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十八年十二月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整会

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

三 事業所の名称及び所在地

名称 ケアマネージメントわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

◎佐賀県告示第七百二十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十二月八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会

所在地 唐津市菜畑千二十七番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会

所在地 唐津市菜畑千二十七番地一

サービスの種類 介護予防訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整会

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人梅生会

所在地 鹿島市古枝乙千三十五番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 好日の園デイサービスセンター

所在地 鹿島市高津原六百六十七番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人松籟会

所在地 唐津市鏡四千三百四番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 まつのみ訪問看護ステーション

所在地 唐津市浜玉町横田下百七十七番地

サービスの種類 介護予防訪問看護

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年12月8日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市田代代官町字下天803番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市田代外町513・514番地

酒井康隆

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月8日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
40	西松浦郡有田町南山字天神元 丁1116番11	平成18年 11月29日	5.00	22.62

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月8日

収支等命令者

伊万里土木事務所長 前 田 哲 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 クレーン一式 1台
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成19年2月1日から平成23年3月31日まで（50か月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつ

た契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。
- (5) 当該物品の納入後、発注者及び使用者の求めに応じて、迅速な保守サービス体制を提供できる者であること。

3 入札参加者に求められる事務

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(5)までの書類を平成18年12月18日（月）16時までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。

提出された書類を審査のうえ入札参加資格を有すると認められたものに限

り、入札の参加者とする。

- (1) 入札参加表明書
- (2) 納入しようとする物品等の保管場所を明示した位置図（縮尺自由、様式は任意）
- (3) 納入しようとする物品等の動作確認状況を30分以上録画した媒体（CD-R又はDVD-R）及び諸元（規格、メーカー名及び型式）を示した資料（様式は任意）
- (4) 本店、支店、営業所、サービスセンター等の箇所一覧表（様式は任意）
- (5) 経営状況を確認するため、直近の決算報告書の写し（様式は任意）

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当所属

<p>郵便番号848-0041 佐賀県伊万里市新天町122-4 伊万里土木事務所 総務課 電話0955-23-4151 FAX0955-22-3449 E-mail: imaridoboku@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成18年12月8日(金) から12月18日(月) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(最終日については9時から16時まで)の間、(1)の場所で随時交付する。 また、佐賀県ホームページ(URL: http://www.w.pref.saga.lg.jp) にも同期間掲載する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時並びに場所 ア 日時 平成19年1月12日(金) 10時 イ 場所 佐賀県伊万里市新天町122-4 伊万里総合庁舎 第3会議室 ウ 入札方法 持参によること。 5 その他 (1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。ただし、県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出させる場合は入札保証金の納付が免除される。 イ 契約保証金 契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上に相当する金額を</p>	<p>納付すること。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その保険証券を提出させる場合は入札保証金の納付が免除される。</p> <p>(2) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。 ア 参加する資格のない者 イ 当該競争入札について不正行為を行った者 ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者 エ 1人で2以上の入札をした者 オ 代理人でその資格のないもの カ 法令又は入札に関する条件に違反した者 (3) 契約書作成の要否 要 (4) 落札者の決定方法 ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。 イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がある時は、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。 (5) 詳細は入札説明書による。 (6) この公告に掲げる入札は、当該契約にかかる平成18年度11月補正予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県公報により公告する。 6 Summary (1) Nature and quantity of commission : Rental of a crawler crane with max lifting capacity of 200 tons</p>
--	---

(2) Commission description : Refer to attached list

(3) Rental period : From February 1st, 2007 to March 31st, 2011

(4) Rental use location : 5-50 Shioya Kurokawa-cho Imari-shi Saga-ken Japan

(5) Time and date for tender submission : 10:00 a.m. January 12th, 2007

(6) Inquiries : General Affairs Department, Saga Imari Construction Office, 122-4 Shinten-cho, Imari-shi, Saga-ken, 848-0041, Japan, Phone : 0955-23-4151

次の公印は、平成18年12月1日をもって登録しました。

平成18年12月8日

佐賀県知事 古川 康



委任出納員印

(佐賀県立うれの特別支援学校出納員印)

○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第5条の3の規定により、
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成18年12月8日

佐賀県公安委員会

委員長 内田 健

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成19年1月22日(月曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成19年3月22日(木曜日) 午前9時から午後5時まで	〃

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開催日時	場所
平成19年1月12日(金曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁驛町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成19年2月21日(水曜日) 午後1時から午後4時まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎
平成19年3月13日(火曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁驛町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地在管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。
- (5) 講習会に関する問い合わせ先
この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課

(電話代表0952-24-1111 内線3173) 又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課に問い合わせてください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

